第２１次東京都消費生活対策審議会答申を受けてのこれまでの取組
(消費者被害救済委員会)

１～３月　区及び市町村並びに一定の要件を満たす消費者団体に答申内容等を説明

３月　　　東京都消費生活条例の改正等

項　　目	内　　容
受付範囲の拡大	○　区市町村及び一定の要件を満たす消費者団体が受け付けた案件も委員会の審議対象に
対象とする紛争の拡大	○　被害の重大性の要件に「財産」を追加 ○　紛争の類型を明確にするとともに、より多くの被害救済を図るため、「被害の反復性」「被害救済の高度専門性」「被害救済の緊急性」を追加
審議体制の強化	○　委員を４名増員 ○　従来の部会（あっせん・調停第一部会）に加え迅速かつ機動的な審議体制等を採用した新たな部会（あっせん・調停第二部会）を設置

４月　　　区及び市町村を対象に説明会を開催

５月～　　一定の要件を満たす消費者団体に事務手続き等を個別に説明
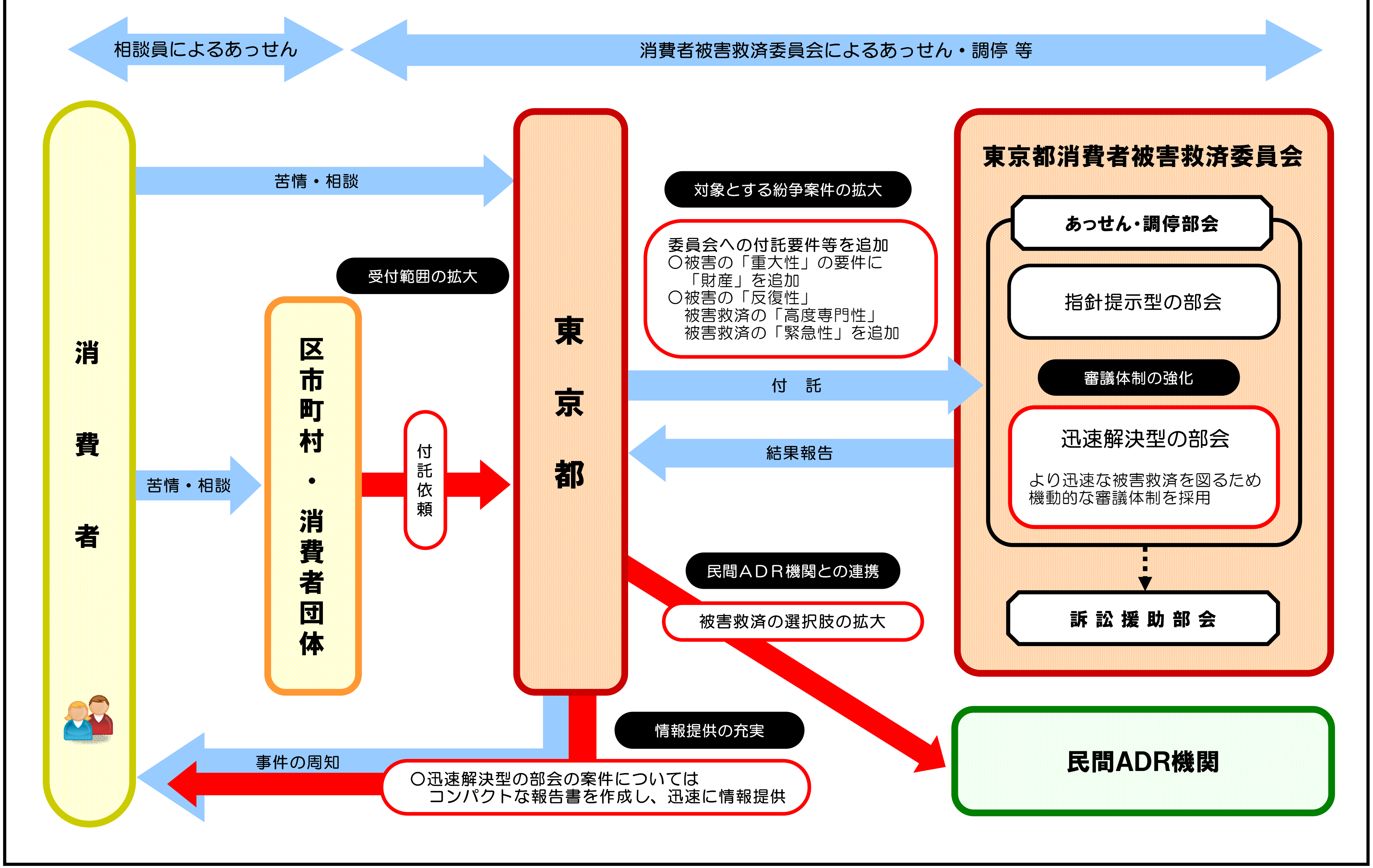
消費者被害救済委員会の機能強化（概要）